

訪問介護 重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 095-893-8883 (月曜日～金曜日 午前8:45～午後5:45)

※ ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

2. ヘルパーステーション ハートぽっぽの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ヘルパーステーション ハートぽっぽ
所在地	〒850-0056 長崎県長崎市恵美須町4番2号
サービスの種類	訪問介護
介護保険事業者番号	4270110374
サービスを提供する地域	桜馬場・片淵・長崎・小島・茂木・大浦・梅香崎・戸町土井首本校・深堀・福田・西泊・丸尾・淵・緑が丘・岩屋・滑石・横尾・西浦上・山里・江平・小江原・橘・三川・小ヶ倉・香焼中学校区

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者(兼務)		介護福祉士	1名		業務全般の管理	1名
サービス提供責任者	(専従)	介護福祉士	0名		サービス管理全般	2名
	(兼務)		2名			
訪問介護員	介護福祉士、実務者研修修了者		2名	0名	介護・援助・相談	7名
	ヘルパー2級・初任者研修修了者		0名	5名	介護・援助・相談	

※管理者・サービス提供責任者兼務1名

※職員の人数は、令和6年3月25日に作成したものです。

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	備考
平日	○	△	△	相談対応
土・祝日	○	△	△	相談対応

※○印は、サービス提供可能な時間帯です。

※△印は身体状況、生活状況に応じ御相談対応いたします。

※時間外は対応時間により料金が異なります。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・清拭 ・体位交換 ・着替え
- ・離床 ・洗髪 ・通院 ・その他

(2) 生活援助

- ・買い物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 ・補修 (ボタン付け・ほつれの補修)
- ・整理整頓 ・その他 ・通院 ・その他

(3) 通院等乗降介助・通院に伴う一連の行為

(離床、着脱、オムツ交換、車椅子介助、通院の準備等 20 分以内の介助)

4 利用料

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者様の介護保険負担割合証に基づき負担額を決定いたします。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担になります。また、被爆者健康手帳をお持ちの方は、負担分が異なりますので、お申出ください。

【訪問介護 料金表】—基本料金・昼間— (特定事業所加算Ⅱ含む)

身体介護 が中心	利用時間	20分未満	20分～30分	30分～1時間	1時間以上	1時間から30分増すごとに
	利用単位	179単位	268単位	426単位	624単位	90単位
	料 金	1,827円	2,736円	4,349円	6,371円	918円
		緊急時訪問介護加算 100単位 1,021円				
生活援助 が中心	利用時間	20分以上 45分未満		45分以上		
	利用単位	197単位		242単位		
	料 金	2,011円		2,470円		
初回訪問加算		200単位 (初回訪問時の月)		2,042円		

* 高齢者虐待防止措置未実施の場合、所定単位 100

分の 1 に相当する単位数を減算

【処遇改善加算について】

		令和 6 年 5 月まで	令和 6 年 6 月以降
介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記利用単位数に対し 右記割合の単位数	13.7%	24.5%
介護職等特定処遇改善加算Ⅰ		6.3%	
ベースアップ等支援加算		2.4%	

* 単位数を円換算する場合・・・ 単位数×10.21円 (7 等級地域加算)

- ① 基本料金に対して、早朝 (午前 6 時～午前 8 時) 夜間帯 (午後 6 時～午後 10 時) は 25%増し、深夜 (午後 10 時～午前 6 時) は 50%増しとなります。
- ② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくお客様の居宅サービ計画 (ケアプラン) に定められた目安の時間を基準とします。

③ やむを得ない事情で、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

(2) 交通費

前期2(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ホームヘルパーがお尋ねするための交通費の実費が必要です。また、自動車を使用した場合、事業所の実施地域を越える地点から1キロメートルにつき、100円といたします。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 095-893-8883

利用日の前営業日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	無 料
連絡が遅れた場合またはご連絡をいただかなかった場合	一律1000円頂きます。

※ただし、利用者の病変・急な入院・施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料は頂きません。

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話および交通費の実費（通院・買い物などの際、交通機関を使用した場合）の費用はお客様のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法
毎月、中旬までに前月分の請求をいたしますので、当月27日までにお支払いください。お支払い方法は、現金支払い、口座振込、口座自動引き落としのいずれかをご契約の際に選べます。なお、現金支払いの方は、支払いの際に領収証をお渡しします。口座振込、口座引き落としの手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。
- ③ お客様に関するサービス提供記録の複写物の交付を希望される場合は、その実費相当をご負担いただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同じに契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・お客様がお亡くなりになった場合
 - ・お客様が遠隔地へ転居した場合

④ その他

1) お客様は、次の場合、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合
- ・事業者が破産した場合
- ・事業者もしくはその役員が反社会的勢力に該当する場合
- ・事業者が民事再生の手続きを開始した場合

2) 事業者は、次の場合、お客様に対し文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただきます場合があります。

- ・お客様がサービス利用料金の支払いを二ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15 日以内に支払われない場合
- ・お客様やご家族などが事業者やサービス従事者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

6 当社の訪問介護サービスの特徴など

(1) 運営の方針

- ① 訪問介護員などは、お客様の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護・生活援助・その他の生活全般にわたる援助を心をこめていたします。
- ② ホームヘルプサービスの提供方法について、わかりやすく説明し、懇切丁寧にサービスを提供致します。
- ③ お客様が不在などのため、サービス提供が出来ない場合は 20 分間現地にて待機いたします。この時間を過ぎてもお客様が不在の場合は、サービスの中止とみなし、キャンセル料を頂きます。また 20 分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯といたします。
- ④ ホームヘルパーが入浴介助をする場合には、医師の診断やご家族の立会いをお願いすることがあります。事前に相談をさせていただきます。ご了承ください。
- ⑤ 下記の事情が生じた場合、担当のホームヘルパーを変更させていただく場合があります。
 - ・ホームヘルパーが退職、疾病などでサービス提供ができない場合。
 - ・サービス内容または訪問時間が変更になった場合。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより 主治医・救急隊・親族・民生委員・居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

主治医	氏 名 連絡先	
ご家族	氏 名 連絡先	
その他	氏 名 連絡先	

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当社お客様相談・苦情担当

・責任者 …… 山口 好美 ・電話番号 …… 095-893-8883

(2) その他

当社以外に市町村の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

長崎市すこやか支援課

電 話 095-826-1146

所 在 長崎市桜町2番22号

長崎県国民健康保険団体連合会

電 話 095-826-1559

所 在 長崎市上町1番33号

長崎県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情相談係）

電 話 095-826-1599

所 在 長崎市今博多町8番地2

9 当社の概要

商 号 株式会社ハートクリエイト

代 表 者 代表取締役 坂井 亮子

所 在 〒850-0056

長崎県長崎市恵美須町4番2号

電話番号 095-893-8883.

定款の目的に定めた主な事業

- ・医療及び経営に関するコンサルタント
- ・介護保険法に基づく、居宅サービス事業・介護予防サービス事業・居宅介護支援事業・地域密着型サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業
- ・老人福祉法に基づく老人居宅生活支援・老人福祉施設・その他有料老人ホーム等の各事業
- ・飲食店の経営

運営する事業所

多機能ホーム ハートぽっぽ 平和公園

ヘルパーステーション ハートぽっぽ

ケアプランセンター ハートぽっぽ

令和 年 月 日

居宅介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地

名 称

説明者

印

私は契約書および本書面により、事業者から居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印